第46回　定時株主総会招集ご通知

日　　時	2018年６月21日（木曜日）午後２時
場　　所	新潟市中央区長潟570番地 ＨＡＲＤ　ＯＦＦ　ＥＣＯスタジアム新潟　会議室 （末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
決議事項	議案　剰余金の処分の件

株式会社ハードオフコーポレーション
証券コード　2674

証券コード2674
2018年６月５日

株　主　各　位

新潟県新発田市新栄町３丁目１番13号
株式会社ハードオフコーポレーション
代表取締役会長兼社長　山　本　善　政

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2018年６月20日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2018年６月21日（木曜日）午後２時
2. 場　　所　　新潟市中央区長潟570番地
　　ＨＡＲＤ　ＯＦＦ　ＥＣＯスタジアム新潟　会議室
3. 会議の目的事項
　報告事項　１．第46期（自 2017年４月１日　至 2018年３月31日）
　　事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
　　監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第46期（自 2017年４月１日　至 2018年３月31日）
　　計算書類報告の件
　決議事項
　　議　案　　剰余金の処分の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会終了後、懇談会を45分程度実施します。その後、スタジアム見学会、店舗見学会を行います。お気軽にご参加下さい。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.hardoff.co.jp）に掲載させていただきます。

◎ 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.hardoff.co.jp）に掲載しております。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類に含まれております。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案　剰余金の処分の件

当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置づけております。１株当たりの利益や自己資本利益率(ROE)、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、配当性向30％以上を基本に業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

当期の期末配当および剰余金の処分につきましては、当期の業績や内部留保等を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金40円　　総額539,440,880円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2018年６月22日

（注）

なお、2019年３月期以降の利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を一層充実させるため、配当方針を「配当性向30％以上を基本」から「連結配当性向50％程度を目安」に変更いたしました。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（自 2017年４月１日
　至 2018年３月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得状況の改善を背景に緩やかな回復基調となりましたが、米国の保護主義政策や東アジアの地政学リスクの高まりなど、海外経済の不確実性も影響し、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況下、当社グループにおきましては、長期ビジョンである「2030年度、1500店舗達成」に向け、「前新・前進・前深　vol.２～宮本武蔵作戦　二刀流（リアルとネット）を追求する～」を年度テーマとして掲げました。さらに「①人財育成の強化（最優先取り組み事項）　②高付加価値の追求　③新たな挑戦」の３点を年度重点項目として、海外出店を含めた新しい展開につきましても取り組みを進めてまいりました。

当連結会計年度のリユース店舗の出店につきましては、アメリカ合衆国ハワイ州に出店したECO TOWN Iwilei Store（イヴィレイストア）を含め直営店10店舗を新規出店、４店舗を閉店し、ＦＣ加盟店23店舗を新規出店、１店舗を閉店いたしました。以上の結果、リユース店舗数は直営店299店舗、ＦＣ加盟店590店舗、合計889店舗となりました。

また、当連結会計年度において、新刊書籍販売店「ブックオン」を２店舗新規出店しております。

当連結会計年度末時点における各業態別の店舗数は次表の通りであります。

（単位：店）

店舗数	ハードオフ	オフハウス	モードオフ	ガレージオフ	ホビーオフ	リカーオフ	ブックオフ	海外	リユース合計	ブックオン
直営店	91 (+3)	86 (+3)	23 (△1)	9 (±0)	35 (+1)	4 (±0)	50 (△1)	1 (+1)	299 (+6)	2 (+2)
ＦＣ加盟店	261 (+9)	235 (+9)	5 (+1)	7 (±0)	79 (+2)	1 (±0)	-	2 (+1)	590 (+22)	-
合計	352 (+12)	321 (+12)	28 (±0)	16 (±0)	114 (+3)	5 (±0)	50 (△1)	3 (+2)	889 (+28)	2 (+2)

（注）1.(　)内は期中増減数を表しております。
2.子会社の株式会社エコモードおよび株式会社ハードオフファミリーが運営する店舗は直営店に含めております。
3.子会社のECO TOWN HAWAII INC.が運営するECO TOWN Iwilei Storeは、海外直営店に含めております。
4.前連結会計年度までオフハウスのFC加盟店に含めておりましたMOTTAINAI WORLD ECO TOWNは、海外FC加盟店に表示変更しております。

当連結会計年度の業績は、既存店売上高が８月～12月まで前期を上回ったものの、他の月では前期を下回った結果、通期では前期比1.2％減となりました。全社売上高は、前連結会計年度に出店した店舗の通年寄与により18,520百万円（前期比1.4％増）となりました。

利益面におきましては、売上総利益が1.1％増となった一方で、店舗数増加に伴い販管費が3.0％増となった結果、営業利益は1,249百万円（前期比13.9％減）、経常利益は1,375百万円（前期比14.4％減）となりました。また、固定資産の減損損失等による特別損失406百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は565百万円（前期比37.9％減）となりました。

事業部門別売上高は次のとおりであります。

【事業部門別売上高】

区分	売上高		
	金額	構成比	前期比
	千円	%	%
ハードオフ事業	5,062,181	27.3	105.0
オフハウス事業	6,076,111	32.8	100.5
モードオフ事業	1,580,787	8.5	96.9
ガレージオフ事業	375,510	2.0	108.6
ホビーオフ事業	1,098,043	5.9	106.2
ブックオフ事業	2,745,944	14.8	95.9
FC事業	1,581,790	8.5	103.7
合計	18,520,370	100.0	101.4

（注）1.金額には、消費税等は含まれておりません。
2.リカーオフは、オフハウス事業に含めて表示しております。
3.FC事業は、ハードオフ・オフハウス・モードオフ・ガレージオフ・ホビーオフ・リカーオフのフランチャイズ事業であります。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額(敷金、保証金および建設協力金を含む。)は、594百万円であります。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

区分＼期別	第 43 期 自 2014年４月１日 至 2015年３月31日	第 44 期 自 2015年４月１日 至 2016年３月31日	第 45 期 自 2016年４月１日 至 2017年３月31日	第 46 期 (当連結会計年度) 自 2017年４月１日 至 2018年３月31日
売上高(千円)	16,825,190	18,190,031	18,263,728	18,520,370
経常利益(千円)	1,773,324	2,261,369	1,607,042	1,375,926
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,318,213	1,332,538	910,801	565,549
１株当たり当期純利益(円)	97.75	98.82	67.55	41.95
総資産(千円)	14,501,535	15,416,995	15,467,889	15,987,943
純資産(千円)	11,911,008	12,750,814	13,153,715	13,228,008

②当社の財産および損益の状況

区分＼期別	第 43 期 自 2014年４月１日 至 2015年３月31日	第 44 期 自 2015年４月１日 至 2016年３月31日	第 45 期 自 2016年４月１日 至 2017年３月31日	第 46 期(当期) 自 2017年４月１日 至 2018年３月31日
売上高(千円)	13,807,546	14,867,841	14,918,730	15,170,549
経常利益(千円)	1,658,262	2,122,364	1,525,956	1,356,085
当期純利益(千円)	1,323,121	1,218,238	948,423	616,479
１株当たり当期純利益(円)	98.11	90.33	70.33	45.71
総資産(千円)	14,028,917	14,756,766	14,890,841	15,406,568
純資産(千円)	11,817,036	12,542,085	12,984,233	13,108,990

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷　対処すべき課題

インターネット取引の急速な増加に対応するため、リアル店舗とインターネット部門を連携し、双方の強みを磨き上げてまいります。

［リアル店舗］

日本全国・海外に約900店舗を数えるリアル店舗網は当社の一番の強みであると考え、引き続き魅力の底上げに取り組んでまいります。全ての基本となる「そうじ、あいさつの再徹底」を今一度強く意識付けすることで、お客様に気持ち良くご来店いただけるよう、努めてまいります。

また、出張買い取りサービスの対応拡大にも取り組んでまいります。例年引っ越しシーズンや、年末を中心に需要が高まるものの、人員や店舗売り場の関係から、全てのご依頼には対応できない状況でした。今期は対応エリアや売り場構成の見直し、オペレーションの効率化をはかり、対応件数の増加を目指します。

人財育成の面では、定期的にSkype等を活用した社内勉強会を開き、社員間での知識の共有を通じ、専門性を高めることで、商品ジャンルごとの魅力をさらに深掘りしてまいります。

［インターネット部門］

インターネット通販部門であるハードオフネットモールにつきましては、2017年11月にページ表示速度の改善や掲載可能商品を増加するなど、システム面での強化を行い、利便性の向上に努めております。

また新規の取り組みといたしまして、2018年3月よりハードオフ公式アプリの試験的運用を開始しております。活況であるCtoC取引市場への対応策として、アプリ内では従来の宅配買い取りに代わる新サービス「オファー買い取り」を導入いたしました。個人の出品に対し全国のハードオフ店舗から希望金額のオファーが来るため、出品者は査定金額についてより有利な条件で買い取りを進めることができます。当社の持つブランド力を活かし、安心・安全かつライブ感のある新しい買い取りサービスを提供してまいりたいと考えます。

さらにアプリのもう一つの柱として、オリジナルのポイント制度「エコポ」を導入いたしました。ポイントを貯めることで、リアル店舗で割引サービスを受けることができるサービスです。オファー買い取りの成立や、店舗への来店で獲得できるため、リアル店舗への来店促進にも繋がる仕組みになっております。

加えて今後はますます広がりを見せるtwitter等のＳＮＳを最大限に活用することで、個々の店舗を始めとするハードオフグループ全体のファンづくりにも積極的に取り組んでまいります。

⑸　主要な事業内容（2018年３月31日現在）

当社グループは、リユース品の仕入・販売を扱うハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフおよびブックオフの各事業の直営店の経営を行うとともに、ハードオフ、オフハウス、モードオフ、ガレージオフ、ホビーオフ、リカーオフの各事業のＦＣ本部として、加盟店に対して経営指導および商品等の販売を行うフランチャイズ事業を行っております。

各事業部門で取扱う商品は、次のとおりであります。

事業部門名	取　扱　商　品　名
ハードオフ	パソコン・オーディオ・ビジュアル・楽器・腕時計・カメラ・各種ソフト・携帯電話等
オフハウス	ブランド品＆アクセサリー・家具・インテリア・ギフト・生活雑貨・レディース＆メンズ衣料・ベビー＆子供服・スポーツ用品・白物家電・アウトドア用品等
モードオフ	レディース＆メンズ衣料・アクセサリー・ブランド品（時計・バッグ類）等
ガレージオフ	オーディオ・パーツ・タイヤ・ドレスアップ用品等の自動車用品・自転車
ホビーオフ	トレーディングカード・ゲーム・フィギュア・プラモデル・その他玩具全般
リカーオフ	酒類（ワイン・ブランデー・ウイスキー・日本酒等）、つまみ類、グラス等
ブックオフ	本・ＣＤ・ＤＶＤ・ゲームソフト等

また、上記の他、新刊書籍の販売を行うブックオン事業も行っております。

⑹　主要な事業所（2018年３月31日現在）

①本社（本部）　　新潟県新発田市新栄町３丁目１番13号

②東京オフィス　　東京都港区新橋６丁目14番５号　ＳＷ新橋ビル８階

③子会社

株式会社エコモード　　新潟県新発田市新栄町３丁目１番13号

株式会社ハードオフファミリー　　千葉県白井市冨士153番地27

④国内店舗（直営店）　298店舗

地域	店舗数
北海道	ハードオフ・オフハウス札幌西宮の沢店など　６店舗
岩手県	ハードオフ・オフハウス盛岡上堂店　２店舗
秋田県	オフハウス・ブックオフ大館店　２店舗
宮城県	モードオフ仙台クリスロード店　１店舗
山形県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ山形北店など　９店舗
福島県	ハードオフ・オフハウス福島笹谷店など　４店舗
新潟県	ハードオフ・ブックオフ新発田店、オフハウス新発田店など　７９店舗
群馬県	ハードオフ・オフハウス高崎高関店など　５店舗
茨城県	ハードオフ・オフハウス神栖店、ブックオフ竜ヶ崎緑町店など　５店舗
埼玉県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ・ガレージオフ埼玉東松山店など　２８店舗
千葉県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ千葉美浜店など　５１店舗
東京都	ハードオフオーディオサロン・楽器ＳＴＵＤＩＯ・ＴＯＫＹＯラボ吉祥寺店など　３２店舗
神奈川県	ハードオフ・ホビーオフ小田原鴨宮店など　１４店舗
長野県	ハードオフ・オフハウス長野北店など　９店舗
愛知県	オフハウスピアゴ江南店　１店舗
三重県	ハードオフ・オフハウス・ブックオフ伊勢中須店など　１６店舗
京都府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ宇治大久保店　３店舗
大阪府	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフバロー寝屋川店など　１４店舗
兵庫県	ハードオフ・オフハウス・ホビーオフ西宮店など　６店舗
奈良県	ハードオフ・オフハウス奈良橿原店など　４店舗
和歌山県	ハードオフ・オフハウス和歌山次郎丸店　２店舗
長崎県	ホビーオフ・ブックオフ長崎葉山店など　５店舗

⑤海外子会社

ECO TOWN HAWAII INC.　１店舗

⑺ 従業員の状況（2018年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況　　457名

（注）上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを2,718名（１日８時間換算の平均雇用人数1,109名）採用しております。

②当社の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
364名	12名減	33.5歳	8.6年

（注）上記以外にパートタイマーおよびアルバイトを2,048名（１日８時間換算の平均雇用人数875名）採用しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2018年３月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2018年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　40,000,000株

② 発行済株式の総数　　13,486,022株（自己株式467,978株を除く。）

③ 株主数　　6,410名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ヤマモトアセット株式会社	4,497	33.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	977	7.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	575	4.27
山本善政	350	2.60
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	229	1.70
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	211	1.56
MSIP CLIENT SECURITIES	200	1.48
ハードオフコーポレーション社員持株会	192	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	166	1.23
GOVERNMENT OF NORWAY	157	1.16

（注）当社は、自己株式467,978株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2018年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	山本善政	
取締役副社長	山本太郎	店舗運営本部長兼人財開発部長兼店舗開発部長
専務取締役	長橋健	社長室長兼経営管理本部長兼経理部長
取締役	髙澤大介	菊水酒造株式会社　代表取締役社長
常勤監査役	渡辺一男	
監査役	渋谷正博	
監査役	吉田耕二	弁護士

（注）1.取締役髙澤大介氏は、社外取締役であります。
2.監査役渡辺一男、渋谷正博および吉田耕二の各氏は、社外監査役であります。
3.当社は髙澤大介、吉田耕二の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役	84,759千円	４名
監査役	13,200千円	３名
合計	97,959千円	７名

③ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

取締役髙澤大介氏は、菊水酒造株式会社の代表取締役社長を兼任しておりますが、同社は当社との間に特別な関係はありません。

ロ．主な活動状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　内　容
取締役	髙澤大介	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に他業種における経験豊富な経営者の観点から適宜発言を行っております。
監査役	渡辺一男	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会17回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、定期的に店舗往査を行っております。
監査役	渋谷正博	当事業年度開催の取締役会14回、監査役会17回の全てに出席するほか、社内重要会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	吉田耕二	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会17回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

ハ．報酬等の総額

４名　　15,000千円

ニ．子会社からの報酬等の総額

社外監査役１名が当事業年度中に当社の子会社等から受取った役員報酬等の総額は1,200千円であります。

⑶ 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	33,500千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 当社グループが会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33,500千円

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合、また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合等、その必要があると判断したときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑷　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に基づいた「行動指針」を制定し、代表取締役社長がその理念・指針を役員をはじめグループ全社員に継続的に伝達し、法令および社会倫理の遵守を企業活動の原点とし経営理念の実現をはかることを徹底する。

代表取締役社長は、コンプライアンス委員会の委員長としてコンプライアンス全体を統括し、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係る規程を整備し役員および社員等が規程に準拠した業務運営にあたるように研修等を通じ指導する。

社長直轄の内部監査室は、コンプライアンス体制・法令ならびに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めコンプライアンス体制の見直しをはかる。

当社は、役員および社員等が法令もしくは定款上に違反する行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは、内部通報制度を通じてコンプライアンス違反通報窓口となる内部監査室長もしくは社外監査役に通報される仕組みを定め、通報内容の秘密を厳守するとともに、通報者に対して通報、報告したことを理由として不利な取り扱いを行わないものとする。

当社は健全な企業経営のため、反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反に繋がるものと認識し、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとり、反社会的勢力との取引は断固拒絶すべく、常に企業経営の重要事項として反社会的勢力排除に関する対応策を講じる。

反社会的勢力による不当要求等への対応を統括する部署を人事総務部と定め、不当要求防止責任者を人事総務部長とするとともに、事案発生時の報告および対応等の体制整備を行い、警察等外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を強化し、反社会的勢力には毅然とした姿勢で対処する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者に人事総務部長を任命する。株主総会議事録・取締役会議事録・稟議書等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は法令に基づき「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を情報セキュリティや個人情報保護の観点に立ち、文書または電磁的媒体に記録し整理・保存・管理する。

内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書管理規程」ほか関連規程は、必要に応じて適時に見直し、改善をはかるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、代表取締役社長は、人事総務部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、「経理規程」「与信管理規程」「ＦＣ管理規程」「リスク管理規程」等に基づいてリスク管理を強化する。

内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、問題点の把握と改善に努めリスク管理体制の見直しをはかる。

有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。なお有事においては代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、毎月１回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。取締役会においては、経営に関する重要事項の決定や経営に影響をおよぼすリスク事項等の検討ならびに中期経営計画および年度予算に基づいた各部門の目標に対する取締役の業務執行が効率的に行われるように監督を行う。

また、職務分掌・権限明細規程に基づいた取締役の効率的な業務遂行体制を阻害する要因については、その分析を行い改善をはかっていく。

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役のうち１名は社外取締役とし、取締役会の活性化と経営監視機能の強化をはかる。

⑤当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するため、当社グループの管理は、代表取締役社長の任命により社長室長が統括する。

関係会社業務については、その自主独立性を尊重し予算計画に基づいた方針と効率的な業務遂行、経営理念に基づいた行動指針に則ったコンプライアンス体制の整備・構築、リスク管理体制の確立をはかるため、円滑な情報交換により適正なグループ活動を促進する。重要案件については事前協議を行う体制とし、関係会社業務担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

内部監査室は、当社グループ全体の管理体制を監査し取締役会に報告する。取締役会は、問題点の分析把握と改善に努め当社グループ全体の管理体制の見直しをはかる。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、補助すべき使用人を配置する場合の人事については取締役会と監査役が協議を行い決定するものとし、その補助すべき使用人は他の職務との兼任はせずにもっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。

⑦当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害および利益を及ぼすおそれのある事実、取締役および使用人の職務遂行に関する不正行為、重要な法令ならびに定款に違反する事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実を監査役に報告するものとする。

また、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、各部門からの重要な月次業務執行事項、その他必要な重要事項を法令および「監査役会規程」ならびに「監査役監査規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に対してヒアリングし説明を求めることとする。

監査役会は、代表取締役社長、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い相互認識と信頼関係を深めるものとする。

なお、「監査役会規程」および「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室および当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。

当社は、監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払等の請求を行ったときは速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示の下、内部監査室において、内部統制の整備・運用を行い、社内への周知徹底をはかる。

⑸　業務の適正を確保するための運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取組みの状況

当社では、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております（当事業年度は書面を除き10回開催）。また、グループ全社員が「コンプライアンス規程」に従い自主的に行動できるよう周知しており、対象とする遵守事項・行動規範についての具体的な行動指針等を定めております。また、コンプライアンス規程に違反する行為が行われ、または行われるおそれがある場合に対応するため、「内部通報制度規程」に従い内部通報窓口を設置し、問題の早期対応に努めております。

②職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役４名で構成され、社外監査役３名も出席しております。「取締役会規程」の定めに従い、原則毎月１回の定時取締役会を開催し、決議事項の審議、検討事項の審議等を行うほか、その他重要な事項に関しては、その都度臨時取締役会を開催し適時対応しております（当事業年度は14回開催）。

③当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社グループの管理は、代表取締役社長の任命により社長室長が統括しており、グループ会社の自主独立性を尊重した業務の適正な活動を促進しております。また、管理の進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。

④監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

当社の監査役会は社外監査役３名で構成されており、原則毎月１回の開催のほか、必要に応じて開催しております（当事業年度は17回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画に基づき取締役会や社内重要会議に出席し、経営の監視を行うほか、業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」「監査役監査規程」に従い経営執行に対する監督強化に努めております。

⑹　会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社では、以下の「財務および事業の方針」を理解し支持する者が、当社の財務および事業の方針の決定を支配すべき者として望ましいと考えております。

「財務および事業の方針」

法令および社会規範を遵守するとともに次の事項を推進し、企業価値の向上を目指す

Ⅰ．経営の収益性や効率性を高め業績の向上に努め積極的な利益還元をはかる

Ⅱ．経営の透明性を確保する

Ⅲ．顧客や社員はじめあらゆるステークホルダーから信頼され支持される経営体制を構築する

上場会社である当社の株式は、株主および投資家の皆様による自由な取引に委ねられており、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき判断されるべきものと考えております。また支配権の獲得を伴うような当社株式の大規模な買付けであっても、上記方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、支配権の獲得提案を受け入れるか否かは株主の皆様の判断によるものと考えております。

しかしながら、大規模な買付提案の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が当該提案の内容を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を提供しないもの等対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものも想定されます。

このような、上記の財務および事業の方針に反する不適切な者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社は、必要かつ相当な対応措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値・株主共同利益の向上のために、次のような取り組みを実施しております。

一．中長期的な経営戦略による企業価値・株主共同利益向上への取組み

当社の経営陣は、経営理念を実現するため最善の経営方針を立案し誠実な経営に努めております。こうした努力の結果、当社の強みは次のようになりました。

Ⅰ．独自のビジネスモデルによるローコスト・ハイリターンの高い経営効率を実現

Ⅱ．自己資本比率の高い、変化に即応・挑戦できる強い企業体質を確保

Ⅲ．リーディングカンパニーとしてリユース業界をリードし、直営店・ＦＣ加盟店での店舗展開により国内886、海外３、合計889のリユース店舗（2018年３月末現在）のネットワーク網を構築

Ⅳ．多業態のリユースショップ展開により多様化するお客様のウォンツとニーズに応えると同時に、各業態の専門性を高めることでお客様からの信頼を獲得

当社は、現在、「2030年度、1,500店舗達成。リアル店舗、インターネット部門共にお客様満足度・収益性共に圧倒的なリユース業界におけるリーディングカンパニーになる。そして、リユースの新しい価値を創造し、リユースの未来を変える。」を中長期ビジョンとして掲げ、その実現に向け2018年度は「二刀流（リアルとネット）を磨き上げる～行動力、実行力、徹底力～」を年度テーマとして掲げ、企業価値・株主共同の利益の向上をはかっております。

また当社は、「株主の皆様への利益還元」を重要な経営方針のひとつとして位置付けております。１株当たりの利益や自己資本利益率（ＲＯＥ）、キャッシュ・フローを向上させ、企業価値を高めるための積極的な事業展開を推進することにより経営基盤や財務体質の強化をはかり、業績に裏付けされた安定的な配当を実施していく方針であります。

2019年３月期からは、株主の皆様への利益還元を一層充実させるため、配当方針をこれまでの「配当性向30％以上を基本」から「連結配当性向50％程度を目安」に変更いたしました。

なお内部留保金につきましては、さらなる業績の向上と経営効率の改善により安定的な蓄積に努め、今後の人財育成および新設店舗への投資や新規事業分野の展開等に備えるために活用してまいります。

二. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同利益向上への取組み

経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、経営理念の実現をはかり企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。

当社は、経営理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役１名・社外監査役３名を選任しております。

また、株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会・取締役会・監査役会などの機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

今後もこうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益を追求してまいります。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、直近では2017年６月21日開催の当社第45回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき更新しております。その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始できるものとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、株主の皆様の意思を確認する株主総会を開催する場合があります。

④具体的取組みに対する当社取締役の判断およびその理由

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、② 株主共同の利益を損なうものではないこと、③ 株主意思を反映するものであること、④ 独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、⑤ デッドハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

連結貸借対照表

（2018年３月31日現在）

（単位：千円）

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,477,718	流動負債	1,740,508
現金及び預金	2,549,449	買掛金	109,954
売掛金	481,226	リース債務	203,030
商品	3,975,670	未払法人税等	283,033
繰延税金資産	109,903	未払金	265,926
その他	365,568	未払費用	707,699
貸倒引当金	△4,100	その他	170,864
固定資産	8,510,225	固定負債	1,019,426
有形固定資産	3,443,410	リース債務	387,878
建物及び構築物	2,150,814	資産除去債務	372,479
土地	970,044	長期未払金	222,294
リース資産	283,339	その他	36,774
その他	39,213	負債合計	2,759,935
無形固定資産	281,457	【純資産の部】	
のれん	42,449	株主資本	12,876,756
その他	239,008	資本金	1,676,275
投資その他の資産	4,785,356	資本剰余金	1,769,327
投資有価証券	2,131,963	利益剰余金	9,609,444
関係会社株式	444,873	自己株式	△178,290
繰延税金資産	273,932	その他の包括利益累計額	351,251
敷金	1,266,970	その他有価証券評価差額金	351,251
差入保証金	342,352		
建設協力金	225,588		
その他	113,972		
貸倒引当金	△14,295	純資産合計	13,228,008
資産合計	15,987,943	負債・純資産合計	15,987,943

連結損益計算書

（自　2017年４月１日
　至　2018年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,520,370
売上原価		5,436,410
売上総利益		13,083,959
販売費及び一般管理費		11,834,247
営業利益		1,249,712
営業外収益		
受取配当金	24,292	
持分法による投資利益	23,106	
受取地代家賃	20,608	
リサイクル収入	32,936	
その他	33,975	134,919
営業外費用		
支払利息	6,950	
その他	1,753	8,704
経常利益		1,375,926
特別損失		
減損損失	350,808	
固定資産除却損	9,959	
関係会社株式評価損	46,048	406,816
税金等調整前当期純利益		969,110
法人税、住民税及び事業税	478,000	
法人税等調整額	△74,439	403,560
当期純利益		565,549
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		565,549

連結株主資本等変動計算書

（自　2017年４月１日
　至　2018年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,676,275	1,769,327	9,583,335	△178,290	12,850,648
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△539,440		△539,440
親会社株主に帰属する当期純利益			565,549		565,549
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	26,108	－	26,108
当期末残高	1,676,275	1,769,327	9,609,444	△178,290	12,876,756

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	303,066	303,066	13,153,715
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△539,440
親会社株主に帰属する当期純利益			565,549
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	48,184	48,184	48,184
連結会計年度中の変動額合計	48,184	48,184	74,293
当期末残高	351,251	351,251	13,228,008

貸借対照表

（2018年３月31日現在）

（単位：千円）

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,300,708	流動負債	1,449,678
現金及び預金	2,189,480	買掛金	72,058
売掛金	430,156	リース債務	159,085
商品	3,288,615	未払金	243,320
貯蔵品	8,517	未払費用	575,315
前払費用	249,082	未払法人税等	263,854
繰延税金資産	94,321	未払消費税等	102,762
その他	44,444	預り金	15,267
貸倒引当金	△3,910	その他	18,015
固定資産	9,105,859	固定負債	847,899
有形固定資産	2,892,998	リース債務	321,409
建物	1,734,178	資産除去債務	278,740
構築物	37,610	長期未払金	216,485
器具備品	20,758	その他	31,264
土地	901,544	負債合計	2,297,577
リース資産	198,906	【純資産の部】	
無形固定資産	237,268	株主資本	12,758,881
借地権	14,897	資本金	1,676,275
ソフトウェア	61,426	資本剰余金	1,768,275
リース資産	153,783	資本準備金	1,768,275
電話加入権	7,160	利益剰余金	9,491,812
投資その他の資産	5,975,593	利益準備金	17,100
投資有価証券	2,117,135	その他利益剰余金	9,474,712
関係会社株式	1,936,565	別途積立金	8,425,000
長期前払費用	40,241	繰越利益剰余金	1,049,712
関係会社長期貸付金	1,900	自己株式	△177,480
繰延税金資産	273,569	評価・換算差額等	350,108
敷金	1,029,503	その他有価証券評価差額金	350,108
差入保証金	294,526		
建設協力金	225,588		
その他	70,859		
貸倒引当金	△14,295		
資産合計	15,406,568	負債・純資産合計	15,406,568

損 益 計 算 書

（自　2017年４月１日
至　2018年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		15,170,549
売上原価		4,435,759
売上総利益		10,734,790
販売費及び一般管理費		9,509,068
営業利益		1,225,722
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,220	
リサイクル収入	19,671	
その他	82,023	137,915
営業外費用		
支払利息	5,871	
その他	1,680	7,551
経常利益		1,356,085
特別損失		
減損損失	318,581	
固定資産除却損	3,610	
関係会社株式評価損	46,048	368,239
税引前当期純利益		987,845
法人税、住民税及び事業税	453,000	
法人税等調整額	△81,633	371,366
当期純利益		616,479

株主資本等変動計算書

（自　2017年４月１日
　至　2018年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,676,275	1,768,275	17,100	8,125,000	1,272,673
当期変動額					
剰余金の配当					△539,440
当期純利益					616,479
別途積立金の積立				300,000	△300,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	300,000	△222,961
当期末残高	1,676,275	1,768,275	17,100	8,425,000	1,049,712

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△177,480	12,681,843	302,389	12,984,233
当期変動額				
剰余金の配当		△539,440		△539,440
当期純利益		616,479		616,479
別途積立金の積立		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			47,718	47,718
当期変動額合計	－	77,038	47,718	124,757
当期末残高	△177,480	12,758,881	350,108	13,108,990

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月18日

株式会社ハードオフコーポレーション
取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清　水　栄　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　島　伸　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハードオフコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月18日

株式会社ハードオフコーポレーション
　取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　清　水　栄　一　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　島　伸　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハードオフコーポレーションの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月21日

株式会社ハードオフコーポレーション　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　渡　辺　一　男 ㊞

社　外　監　査　役　渋　谷　正　博 ㊞

社　外　監　査　役　吉　田　耕　二 ㊞

以　上

専用送迎車のご案内

下記のとおり新潟駅南口より専用送迎車を運行致します。
乗車を希望される方は出発時刻までに新潟駅南口の集合場所にお集まり下さい。
乗り場にて係りの者がご案内させて頂きます。

専用送迎車	新潟駅南口 集合場所
第１便	13:20 出発
第２便	13:30 出発

乗車定員に限りがありますのでご了承下さい。

新潟駅南口見取り図



株主総会会場ご案内図

会場／新潟市中央区長潟570番地
ＨＡＲＤ　ＯＦＦ　ＥＣＯスタジアム新潟　会議室
電話　（025）287－8900

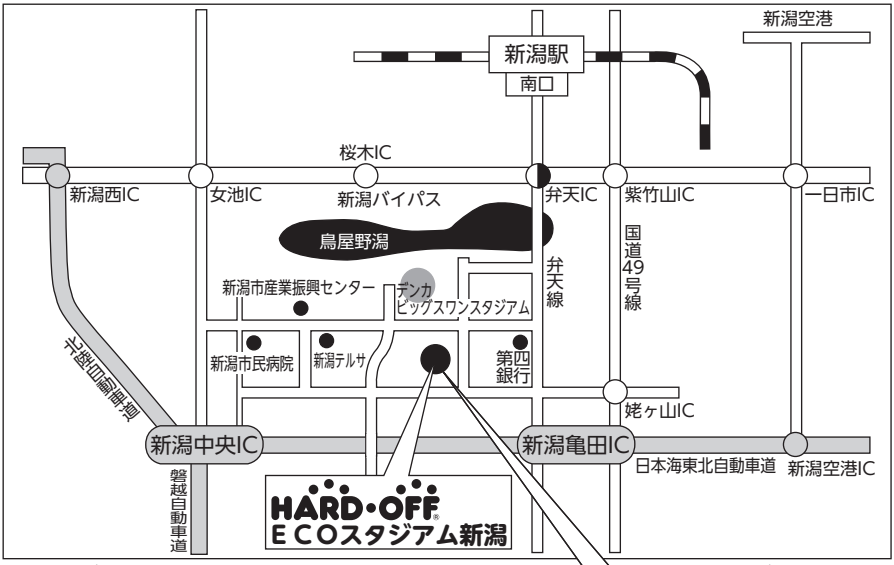

交通のご案内

ＪＲ新潟駅より車で約１５分／
新潟空港より車で約２５分／
日本海東北自動車道
新潟亀田ICより車で約５分／
北陸自動車道 新潟中央ICより車で約５分

バス（新潟交通）

●行き（曽野木ニュータウン行き）

番号	新潟駅南口　発（1番乗り場）	スポーツ公園前　着
S71	13:12	13:25

●帰り（新潟駅南口行き）

番号	スポーツ公園前　発	新潟駅南口　着
S70	15:17	15:33
S70	16:17	16:34
S70	16:25	16:42
S70	16:35	16:52
S71	16:47	17:04
S70	17:17	17:35

専用送迎車をご用意いたしました。
詳細は前ページをご覧下さい。

駐車場のご案内(無料)



駐車台数:約170台 入口に案内係がおりますので案内に従ってご入場下さい

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。